

[事案 25-28] 生存保険金支払請求

・平成 25 年 10 月 30 日 裁定打切り

<事案の概要>

契約時の募集人の説明不十分を理由に、設計書記載どおりの増加生存保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

以下の理由により、増加生存保険金買増方法の設計書に記載されたとおりの増加生存保険金を支払ってほしい。

- (1)昭和 62 年 12 月に契約した終身保険は、社員配当金の支払方法として、契約時に募集人から増加生存保険金の買い増しに充てる方法（増加生存保険金買増方法）であると説明されて契約したのであって、契約者から請求があるまで積み立てる方法（請求払積立方法）を選択したわけではない。
- (2)平成 12 年 11 月に積立配当金を請求しているが、これは保険会社から促されて請求したものであって、請求払積立方法を選択したことを追認するものではない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人が自署捺印した契約申込書には、社員配当金支払方法として、請求払積立方法が選択されており、本契約はそもそも増加生存保険金の支払対象の契約ではない。
- (2)設計書は契約の成約までに何枚も交付することが通例であり、証拠提出された設計書は、実際に成立した本契約のものとは異なる設計書であると推察される。
- (3)配当金は、毎年の決算時の剰余金を原資とするものであり、その額は変動するので、設計書に記載された金額は、支払いが約束されたものではない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した。審理の結果、以下のとおり、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 32 条第 1 項 3 号にもとづき、裁定打切り通知にその理由を明記し、裁定手続を打ち切ることとした。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人は、本契約は増加生存保険金買増方法で社員配当金が支払われる内容で成立したと主張し、設計書に記載された増加生存保険金の支払いを求めているが、申立人は既に平成 12 年 11 月付で積立配当金を請求しており、配当金を原資とする増加生存保険金は存在しない。よって、申立人の主張は、積立配当金の請求が錯誤により無効であったとして、受領した金額の返還を前提に、増加生存保険金の支払いを求めるものと判断する。

2. 以下のとおり、事実関係の対立が顕著である事案は、慎重な事実認定が求められるので、裁判手続（訴訟）における証人尋問手続を経て、慎重に事実関係を確認すべきであるが、当審査会にその様な権限はない。よって、裁判所の訴訟手続において行われるべきである。

- (1)申立人が昭和 62 年 11 月に作成した契約申込書では、社員配当金支払方法として請求払積立方法が○印で選択されているが、以下のとおり申立人と保険会社の主張は大きく対立している。

①申立人は、契約者の氏名・住所等は自署したが、社員配当金支払方法の選択を含む他の

部分については募集人が記入したものであると主張している。

②保険会社は、当時の募集状況を確認することはできないものの、募集人は当時の募集ルールに従って、申立人に記入してもらったはずであると主張している。

(2)本契約の申込みは昭和62年と相当古く、契約時の事情を当審査会において明らかにすることは相当困難である。